

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員と宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第109回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は4つでございます。

まず、議題1「生産性向上特別措置法における新技術等実証計画の申請案件について」、説明をお願いいたします。

○事務局 議題1としまして、生産性向上特別措置法における新技術等実証計画の申請案件について、資料1に基づき御説明申し上げます。

本件は、生産性向上特別措置法第11条第1項に基づく、いわゆる規制のサンドボックス制度として、株式会社Kitahara Medical Strategies International（以下「K社」）及び医療法人社団K N I（以下「当病院」）から申請があったものです。

規制のサンドボックス制度は、事業者が新しい技術やビジネスモデルを実施するために提出する実証計画について、所管する法令に違反しないことを確認した場合、各主務大臣は認定をするという制度になります。

具体的な手続につきましては、まず、当委員会が法令に違反するか否かの見解を取りまとめ、内閣府の革新的事業活動評価委員会に送付し、同委員会における議論を経て、最終的に認定の可否を判断することになります。

申請事業者はK社及び当病院ですが、これに加え、八王子市内の提携医療機関等が本実証に参加します。

実証の目的は、高齢化に伴う高齢者の単身世帯が増加している中、医療機関においては、意思表示ができない単身の高齢者が緊急搬送等をされた際に、本人確認に時間を要し、迅速で適切な本人が希望する医療提供に遅れが生じる事態が発生しており、このような状況を背景として、一人一人の受けたい医療や希望する生活に関する本人の意思を事前に取得・保管し、必要時に本人の生体情報を用いて利用するシステムであるデジタルリビングウィル（DLW）を早急に構築することです。

実証の内容は、一人一人の受けたい医療や希望する生活に関する本人の意思をDLWとして事前にシステム登録し、本人が医療機関に意思表示できない状態で救急搬送等をされた際に、本人の生体情報である指認証情報、顔認証情報を活用して生体認証を行い、医療機関が患者本人のDLWを円滑に取得することにより、本人の意思に基づく効率的・効果的な医療の提供に資することについて確認するものです。

具体的には、

まず、K社は、事業内容について本人に説明した上でDLWを登録し、生体情報により本人認証すること、及び当病院等に個人データを第三者提供することについて同意を取得します。

次に、当病院等は、緊急搬送等された意識不明等の患者から生体情報を取得し、本人認

証を実施します。その際、指認証情報は、当病院等のデータベース内の情報と照合し、こちらの情報は照合後、即時に削除されます。また、顔認証情報は、個人データの取扱いの委託に基づいてK社に提供した上で、K社のデータベース内の情報と照合されます。

その後、K社は、本人認証後、事前の同意に基づいて当病院等に対してDLWを提供いたします。

次に、K社及び当病院は、読み取れなかった場合等の技術的な実証に必要な顔認証情報については、本人の同意を取得した上で、データ分析等を行う企業に提供いたします。なお、同意が得られなかった場合等は、取得後7日間以内に削除されます。

本件について、「4. 主務大臣としての確認」事項ですが、個人情報保護法との関係では、K社及び当病院等による生体情報の取得に際しての利用目的の通知等、K社及び当病院等による本人同意に基づく生体情報の第三者提供、当病院等からK社への個人データの取扱いの委託に基づく顔認証情報の提供は、それぞれ法第18条第1項、第23条第1項、同条第5項第1号に照らして、法に適合しているものと整理しております。

御議論、御審議をいただき、差し支えなければ「4. 主務大臣としての確認」事項にある内容を当委員会の見解として、内閣府の革新的事業活動評価委員会に送付させていただければと考えております。

また、同委員会において、特段、当委員会の見解に異義がない場合には、事務局に認定及び公表にかかる事務を御一任いただければ幸いです。

説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はございますか。

特段ないようですので、それでは、今後、当委員会の見解を内閣府の革新的事業活動評価委員会に送付して、同評価委員会において、特段、当委員会の見解に修正を求められなかった場合には、認定・公表に係る事務手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、そのように取り扱います。事務局におかれましては、所要の手続を進めてください。よろしくお願いいたします。

次の議題です。議題2「国際会議等開催報告（第51回APPAフォーラム及び個人データ国際セミナー）について」、説明をお願いいたします。

○事務局 当委員会主催により、国際会議2つを開催しておりますので、その概要を報告いたします。

資料は2-1から2-3を使用いたします。

まず、先月5月29日及び30日の2日間、東京にて開催した第51回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラムについて、報告いたします。

資料2-1を御覧ください。APPAフォーラムは、アジア太平洋地域のデータ保護機関により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を目的として、

春と秋に年2回開催されており、当委員会は2014年からオブザーバーとして参加し、2016年6月末に正式メンバーとなっております。

前回、ニュージーランドにおいて開催された第50回A P P Aフォーラムにおきまして、次回は当委員会主催により、東京において開催することが決定されたものです。

今回、小川委員、其田事務局長が議長として会議進行を行いました。

会議の様子は、資料2-2のコミュニケ、抄訳として記載してございます。

資料2-1に戻りまして、当委員会からは、次の4つのセッションにおいて報告等を行いましたので、概要を説明いたします。

まず、正式メンバーのみが参加するセッション、Members-only Sessionの中の、「ジュリスディクションレポート（個人情報保護政策に関する取組）」を議題とするセッションにおきまして、個人情報保護法の3年ごと見直しに係る取組及び事業者に対する指導・監督等の状況について説明をいたしました。

2つ目はClosed Sessionという正式メンバーとその他のデータ保護機関を加えたセッションの中の「グローバルプライバシーの進展」を議題とするセッションにおいて、C B P Rシステムの推進に向けた取組について説明をしております。

3つ目のBroader Sessionという、更に民間の企業や団体のゲストスピーカーを加えたセッションでは、まず、議題「人工知能（A I）」におきまして、当委員会が参加しているI C D P P C（データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議）のA I作業部会における取組等について説明をしております。

次に、議題「越境データ移転」におきまして、日EU間の相互認証やC B P Rシステムの推進に関する取組について説明をしております。

次に、議題「子どものプライバシー」におきまして、当委員会による出前授業や小学生を対象とする標語募集等の取組について説明しております。

最後に、一般の方々も御参加いただいた公開のセッションであるPublic Sessionにおきまして、「グローバル規模におけるデータ流通圏について」を議題として、信頼性のある自由な個人データ流通の枠組み構築に関する当委員会の取組について説明しております。

A P P Aフォーラムについては以上でございます。

次に、資料2-3をご覧ください。6月3日に同じく東京にて開催しました個人データ国際セミナー（G20サイドイベント）でございます。

このセミナーは、今年日本が議長国としてG20サミットを開催し、デジタルデータをめぐる諸課題を主要議題の一つとして扱うことを機に、G20各国の個人情報保護当局等が集まり、個人データのグローバルな流通に関する現状や意義、課題等に関する情報共有と認識を深めることを目的として開催したものでございます。

一般の方々が参加する公開の場で、G20関係国・機関等の関係者による講演及びパネル・ディスカッションが行われ、当委員会からは、嶋田委員長が開会、閉会挨拶を行うとともに、事務局長がパネル・ディスカッションに参加し、国際的なデータ流通の実現等に向け

た当委員会の取組について説明を行いました。

また、英国情報コミッショナーオフィスのデンハム委員長、オーストラリア情報委員会のフォーク委員長等が登壇した総括討議におきまして、グローバルな相互運用可能性の重要性について議論があり、当該セミナーが締めくくられました。

国際会議に係る報告は以上でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

熊澤委員、お願いいたします。

○熊澤委員 報告ありがとうございます。

前回のニュージーランドでのフォーラムにおいて、私が日本での開催を宣言したのですが、今回、フォーラムが成功裏に終わったということで、とてもほっとし、良かったと思っています。

また、APPAフォーラム及びG20サイドイベントの個人データ国際セミナーにおいて、グローバルな相互運用可能性についての議論があったことは、大変意義深いことで、今後も当委員会としてその議論をしっかりとリードしていければと考えています。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他にございますか。

大滝委員、お願いいたします。

○大滝委員 報告をどうもありがとうございました。

熊澤委員からも今、相互運用可能性の話がありましたけれども、特に今般、欧州のデータ保護機関のトップから、相互運用可能性について言及があったということは、当委員会が主体的に提案してきたことの大きな成果だったと言えるのではないかと思います。

また、今回は欧州側だけではなくて、アメリカ側からもこのグローバルな相互運用可能性について議論がなされたとのことであり、欧州側だけではなくて、アメリカ側もそういったことについて大きな関心を持っているということで、日本側からの発信が今後の相互運用可能性について大きな貢献、後押しにつながるのではないかと考えています。

これから、より具体的な方向に向かって進展が起こっていくと思いますので、期待をもって注目したいと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

当委員会が初めての国際会議をほぼ同時期に2つ開催したということで、事務局の皆さんは大変だったと思います。成功裏に終わることができて、本当に良かったと思います。

先ほど2名の委員から発言がありましたけれども、これらのイベントを契機にしまして、G20を初めとした国際フォーラムにおける個人情報保護の議論がより一層活性化すること

を期待しております。

特に、相互運用可能性の提案は、今、動き出したばかりでございますので、これからまた調整にいろいろ苦勞があると思えますけれども、ぜひ目標を達成していただけたらと考えております。

以上、ありがとうございました。

○嶋田委員長 それでは、議題3「監視監督について①」、事務局から報告をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、検査結果を原案のとおり決定いたします。事務局において、通知書の交付手続を進めていただきます。よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、議題4「監視監督について②」、事務局から報告をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、検査結果を原案のとおり決定いたします。事務局において通知書の交付手続を進めてください。よろしくお願ひします。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱います。

本日の会議はこれで閉会といたします。事務局から今後の予定をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、6月28日金曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。